

越財管第317号
令和8年5月19日

入札参加業者各位

質問書の回答について

財産管理課長
(公印省略)

下記件名の仕様書等に係る質問書が提出されましたので、回答いたします。

記

入札日 令和8年6月8日(月)
件名 GIGAスクールタブレット売払い
回答内容 別紙のとおり

以上

項番	質問項目	質問内容	項番	回答
【質問1】	2入札参加資格要件	・入札公告1ページ目 2入札参加資格要件の(7)について国又は地方公共団体(公社、公団を含む。)が発注したパソコン又はタブレット端末処分業務の履行実績ですが、国又は地方公共団体と弊社の間にリース会社や販売店が入っている商流の場合は履行実績として認められますか(下記のパターン1または2の商流が履行実績として認められるか) ・パターン1 国又は地方公共団体…リース会社…弊社で回収・消去作業 ・パターン2 国又は地方公共団体…販売店…弊社で回収・消去作業 ・上記質問内容が履行実績として認められる場合、リース会社または販売店から弊社への依頼書の写しの提出でよろしいでしょうか	【回答1】	パターン1及び2のいずれも履行実績として問題ありません。ただし、提出書類について、リース会社または販売店から受託業者への依頼書に加えて、国又は地方公共団体からリース会社または販売店等に依頼されたことを証明する書類(国または地方公共団体とリース会社または販売店との契約書の写し、再委託承認書の写しなど)も提出してください。
【質問2】	入札参加資格の確認申請(1)提出書類について	入札参加条件に「古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づき、営業所(本社・本店等)の所在地を管轄する都道府県公安委員会から古物商の許可を取得している」との記載がございますが、本社が東京の場合は東京都の都道府県公安委員会から古物商許可を取得していれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。 もしくは、当社は貴市へ北陸支店(石川県)にて入札参加登録を行っており、同支店において石川県公安委員会の古物商許可を取得しております。この場合、本要件を満たしているとの認識で差し支えないでしょうか。	【回答2】	いずれの場合も要件を満たしていると判断します。
【質問3】	入札参加資格の確認申請(1)提出書類について	①過去2年間に国または地方公共団体が発注したパソコンまたはタブレットを処分した実績を証明できる書類が提出できれば、契約締結が2年以内でなくても問題ないでしょうか。 ②ご提出させていただく実績は委託会社または再委託会社の実績でも問題ないでしょうか。また、越前市契約規則第25条(3)に係る契約保証金の減免可否についても同様に、実績証明は委託会社または再委託会社の実績でも問題ないでしょうか。	【回答3】	①問題ありません。 ②提出する実績は委託会社等の実績で問題ありませんが、その場合は追加で委託会社又は再委託会社についても提出書類のウ(ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けている事業者であることを証明する書類)を提出してください。また、委託会社が物品を処分し資源化をする場合には、委託会社が小型リサイクル家電の認定事業者である証明も提出してください。 また、契約保証金の減免に係る実績については、受託者の実績が必要であり、委託会社等の実績は認められません。
【質問4】	仕様書5 業務内容について(2) 物品の回収及び運搬	①各小中学校の集積場所の確認 1Fのどこかに集約されているのか、もしくは2F以上の置き場書に集約されていますか。2F以上の場合はエレベータの利用が可能な場所でしょうか。学校毎に回収車両の大きさに制限がありますか。建物内の養生は不要と考えて宜しいでしょうか。 ②集約場所の状況について、各機器とも梱包されている状況からの運び出しでしょうか。または各機器がそのままの状態で行われている状況でしょうか。梱包資材は受託者で用意する必要がありますか。 ③回収時、学校ごとに台数確認が必要でしょうか。もしくは回収後の台数報告でよろしいでしょうか。 ④受託者が日程調整、物品回収及び運搬、データ消去等を委託会社および再委託会社へ委託することは問題ないでしょうか。	【回答4】	①学校によって集約されている階数は異なります。また学校のエレベータは使用できません。市役所5階についてはエレベータの利用が可能です。 学校周辺道路の状況により回収車両の大きさに制限が出てくる可能性があります。 養生は不要とすることも可能ですが、施設等に損害を与えた場合は受託者負担により原状回復をお願いします。 ②そのままの状態で行われている状況のため、梱包資材は受託者で用意をお願いします。 ③学校ごとに施設担当者や台数確認をし、施設担当者のサインを受けてください。 ④問題ありませんが、質問3のとおり委託会社についても要件を満たすことを証明する書類を提出してください。
【質問5】	仕様書別紙対象機器及び施設毎予定数量表について	ARROWS Tabの記憶媒体(SSD)の容量は125GB/256GBどちらでしょうか。	【回答5】	128GBです。
【質問6】	仕様書10 支払いについて	売買代金のお支払について、具体的な期日はございますか。業務完了届の期日 令和8年10月2日以降との認識でよろしいでしょうか。	【回答6】	売買代金の支払いは、まず回収作業開始前に入札公告にお示した最低売却価格をお支払いいただき、回収が完了し、売却台数確定後に差額を精算いただくことを想定しています。
【質問7】	入札公告の2.入札参加資格要件の(5)	使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定をうけていることを規定されています。当社ではiPadを「再使用」することを想定しています。昨今、入札参加時点で仕様書に記載のある条件をみためための認定を有しない事業者が参加し、落札後入札取り消し等に至るケースが見受けられるため、入札前までに以下の書類の提出を行う必要があると考えますかいかがでしょうか。 ・許可エリア → 「認定証」または「環境省HP」の印刷 ・排出者から「直接回収」することの許可 → 法律に基づく事業計画の「別紙1」 ・「再使用」を行うことの許可(再使用の方法や物品等) → 法律に基づく事業計画の「別紙6」 ・回収業務を委託可能な物流会社の一覧 → 「認定証」の2ページ目以降	【回答7】	お見込みのとおりです。 認定証の全部の写し及び事業計画の別紙1及び別紙6を提出書類に追加します。
【質問8】	仕様書5.業務内容の(3)について	端末を処分するにあたってデータ消去が確実に履行されているか確認するため端末1台ごとにデータ消去証明書を発行する必要がありますと考えますがその認識でよろしいでしょうか?	【回答8】	データを消去したことを証明する端末リストを提出することも可とします。
【質問9】	仕様書6.作業条件の(2)について	対象の端末を引き取る際に必ず故障品等の再利用ができない端末があるかと思えます。そういった端末を仕様書通りに廃棄処理する場合に、入札時点で福井県において使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定を受けている必要があると考えますがその認識でよろしいでしょうか?	【回答9】	修理して再利用するというケースも考えられるため一概には言えませんが、再資源化を行う場合には認定を受けている必要があります。
【質問10】	仕様書8.留意事項の(1)について	「実際に回収した台数」と「仕様書に記載された台数」が異なる場合、回収台数を「正」として精算する想定でよろしいでしょうか。	【回答10】	お見込みのとおりです。
【質問11】	業務の再委託について	GIGA端末に含まれる個人情報について、漏洩の可能性を少しでも防ぐ観点から業務をた事業者に再委託することは禁止されるという認識でよろしいでしょうか?	【回答11】	再委託事業者が情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得し、公告に示す実績を有しており、それらを証明する書類を提出することで可能とします。